

葉山町下水道ウォーターPPP
(管路施設管理・更新一体マネジメント) 事業

事業契約書 (案)

令和7年4月

【令和7年7月改訂版】

葉山町下水道課

事業契約書（案）

1. 事業の名称	葉山町下水道ウォーターPPP（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業
2. 事業の場所	葉山町
3. 契約期間	令和8年4月1日～令和18年3月31日
4. サービス対価	金 ●●●●●●●●●●円 （うち消費税及び地方消費税相当額金●●●●-円） 【内訳】 ①維持管理に関する業務 ●●●●●●●●●●円 （うち消費税及び地方消費税相当額金●●●●-円） ②改築に関する業務 ●●●●●●●●●●円 （うち消費税及び地方消費税相当額金●●●●-円） 改築に関する業務のうち工事 ●●●●●●●●●●円 （うち消費税及び地方消費税相当額金●●●●-円） ③統括管理等に関する業務 ●●●●●●●●●●円 （うち消費税及び地方消費税相当額金●●●●-円）
契約保証金	
<p>上記の事業について、町と事業者は、当事者間で締結された令和●年●月●日付基本協定書の定めるところに従い、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>本契約の証として、本書●通作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。</p> <p>令和●年●月●日</p> <p>町 所在地 神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135 番地 代表者 葉山町下水道事業管理者 葉山町長 山梨 崇仁 印</p> <p>事業者 所在地 名称 代表者</p>	

目 次

第1章	総則	1
	(目的)	1
	(用語の定義)	1
	(総則)	2
	(契約の構成及び適用関係)	2
	(契約の保証)	3
	(関連業務の調整)	4
	(処理状況の調査等)	4
	(権利又は義務の譲渡)	4
	(委託等)	4
	(下請負人の通知)	4
	(特許権等及び著作権)	4
第2章	本事業の実施に関する事項	6
	(業務の範囲)	6
	(本事業の事業期間)	6
	(善管注意義務)	6
	(許認可の取得等)	6
	(保険)	7
	(業務実施体制の整備)	7
	(監督員)	7
	(統括管理者)	8
	(統括管理者等に対する措置の請求)	8
	(本事業の実施)	8
	(全体事業計画書)	8
	(年間事業計画等)	8
	(年度協定－改築以外)	9
	(年度協定－改築に関する業務)	9
	(町による申請等)	10
	(業務の中止)	10
	(工期の変更)	10
	(町による検査及び引渡し)	10
	(総価契約単価合意方式)	11
	(国庫補助金制度の変更)	11
	(町による工事)	11
	(提案書、要求水準書等及び設計図書等の変更)	12
	(事業計画に対する報告等)	12

第3章	適正な業務の確保とモニタリング	14
	（事業者によるセルフモニタリング）	14
	（町及び第三者によるモニタリング）	14
	（業務指標・業績指標）	14
第4章	サービス対価の支払	15
	（サービス対価）	15
	（サービス対価の支払－維持管理に関する業務）	15
	（サービス対価の支払－改築に関する業務）	15
	（サービス対価の支払－統括管理等に関する業務）	16
	（著しく賃金又は物価が変動した場合等のサービス対価の変更）	16
	（改善通告）	16
	（サービス対価の支払停止）	16
第5章	その他の事業者の義務	18
	（契約不適合責任）	18
	（地域住民対応）	18
	（町の損害賠償請求等）	19
	（事業者の損害賠償請求等）	19
第6章	リスク分担	21
	（法令等の変更）	21
	（不可抗力の発生）	21
	（一般的損害）	22
	（第三者に及ぼした損害）	22
第7章	プロフィットシェア	24
	（事業者の改善提案）	24
	（事業者の改善提案における本契約等の変更等）	24
	（事業者の改善提案における本契約等の変更等に伴う措置）	24
第8章	契約終了	25
	（業務移行期間）	25
	（期間満了による終了）	25
	（本契約終了による資産の取扱い）	25
	（町の解除権）	25
	（町の任意による解除）	27
	（事業者の解除権）	27
	（解除に伴う措置）	27
	（賠償の予約）	27
	（賠償金等の徴収）	28
第9章	その他	29

(秘密保持義務)	29
(個人情報の保護)	29
(公租公課の負担)	29
(金融機関等との協議)	29
(補則)	30
別紙1 保険	31
別紙2 年度協定(改築に関する業務以外)(案)	32
別紙2-1 維持管理に関する業務及び統括管理等に関する業務の内容	34
別紙2-2 維持管理に関する業務及び統括管理等に関する業務に係るサービス 対価	37
別紙3 年度協定(改築に関する業務)(案)	40
別紙3-1 改築に関する業務の内容	44
別紙4 著しく賃金又は物価が変動した場合等のサービス対価の変更	45
別紙5 工事に係るサービス対価についての総価契約単価合意方式の運用方法	46
別紙6 単価合意書(案)	50

第1章 総則

(目的)

第1条 本契約は、町の持続的な下水道事業の実施に資することを目的に、民間事業者の技術・経営ノウハウや創意工夫を活かした管路施設の管理・更新一体マネジメントにより、公共用水域の水質保全、脱炭素、経費削減、更新費用の抑制等、将来にわたって持続可能な下水道経営の確立を目指すために、必要な一切の事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本契約において用いられる用語の定義は、本文中において特に明示されているもの及び文脈上別意に解すべきものを除き、以下の各号に定めるところによる。

- (1) 「本事業」とは、町と事業者が契約締結する令和8年度～令和17年度【葉山町下水道ウォーターPPP（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業】において町が事業者に委託する業務をいい、その内容は要求水準書に記載する。
- (2) 「要求水準書」とは、本事業の提案募集にあたり町が令和7年●月●日付けで公表した要求水準書（要求水準書が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）をいう。
- (3) 「要求水準」とは、本契約等に基づき定められている本事業の実施において町及び事業者が充足すべき水準をいう。
- (4) 「対象施設」とは、要求水準書において定められた葉山町下水道事業の管路施設（污水管渠、マンホール、マンホール蓋、污水柵、取付管）をいう。
- (5) 「葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業」とは、葉山町下水道事業の葉山浄化センター等の施設で導入検討を進めている、維持管理と改築を一体的に運営権者に任せるコンセッション方式の事業をいう。
- (6) 「引継ぎ期間」とは、令和8年1月から3月までの期間をいう。
- (7) 「要求水準書等」とは、本事業の提案募集にあたり町が公表する要求水準書及びその他公表書類並びにこれらの書類についての質問に対する町の回答を示した書面をいう。
- (8) 「提案書」とは、事業者が令和●年●月●日付けで町に提出した本事業に係る提案書類一式及び当該提案書類の説明又は補足として事業者が本契約締結日までに町に提出したその他一切の書類（町の同意を得てこれらの書類が変更された場合は当該変更後の書類）をいう。
- (9) 「募集要項等」とは、町が本事業の事業者を募集するための入札に関して公表した令和●年●月●日付けの募集要項その他町が公表した書類（追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）、これらの書類に対する質問回答書及びその他関連資料をいう。
- (10) 「本契約等」とは、本契約、提案書、要求水準書等及び契約締結に至るまでの町と事業者とが本事業に関して別途合意した事項に係る書面の全てをいう。
- (11) 「事業計画等」とは、第22条及び第23条に定める各事業計画書の総称をいう。
- (12) 「国庫補助金」とは、社会資本整備総合交付金を含む、本事業について町が国から交付を受ける補助金の総称をいう。

- (13)「設計図書等」とは、改築に関する業務に係る設計図書、完成図書、その他改築に関して町の要求に基づき事業者が作成する一切の書類をいう。
- (14)「成果品」とは、要求水準書に基づいて事業者が提出すべき提出図書の総称をいう。
- (15)「不可抗力」とは、豪雨、暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、噴火、津波、放火、騒乱、戦争、暴動、騒擾、疫病、テロ、放射能汚染、第三者の悪意及び過失その他通常予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、町及び事業者の責めに帰すことができない事由をいう。
- (16)「事業継続計画である BCP」とは、町の業務継続計画（BCP）を踏まえ、事業者自らが予め作成する BCP をいう。
- (17)「事業期間」とは、第 13 条に定める期間をいう。
- (18)「本事業開始日」とは、令和 8 年 4 月 1 日をいう。
- (19)「業務移行期間」とは、事業期間の最終 180 日間をいう。

(総則)

第 3 条 町及び事業者は、本契約に基づき、募集要項等に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行する。

- 2 事業者は、事業期間中、対象施設にて本事業を行うとともに、町は、そのサービス対価を支払うものとする。町は、要求水準書等の内容に沿って本事業を実施させるため、本事業に関する指示を事業者又は事業者の統括管理者に対して行うことができる。この場合において、事業者又は事業者の統括管理者は、当該指示に従い本事業を行わなければならない。
- 3 事業者は、本契約若しくは募集要項等に特別の定めがあるとき又は前項の指示若しくは町と事業者との協議があるときを除き、本事業を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 事業者が応募グループを構成する場合には、町は、この契約に基づくすべての行為を応募グループの代表企業に対して行うものとし、町が代表企業に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該応募グループのすべての構成企業に対して行ったものとみなし、また、事業者は、町に対して行うこの契約に基づくすべての行為について代表企業を通じて行わなければならない。
- 5 本契約の履行に関して町と事業者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 本契約の履行に関して町と事業者との間で用いる計量単位は、募集要項等に特別の定めがあるときを除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。
- 8 本契約及び募集要項等における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
- 9 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。

(契約の構成及び適用関係)

第4条 本契約は、募集要項等及び提案書と一体の契約であり、これらはいずれも本契約の一部を構成する。

- 2 前項の各書類の内容について齟齬又は矛盾がある場合には、本契約、募集要項等及び提案書の順で優先的な効力を有する。ただし、提案書の内容が募集要項等に定める水準を超える場合には、その限りにおいて提案書が募集要項等に優先する。
- 3 第1項の各書類間で疑義が生じた場合は、町及び事業者の間において協議のうえ、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。
- 4 本契約の規定に基づき年度協定（維持管理に関する業務）及び年度協定（改築に関する業務）が締結された場合、かかる年度協定書は、本契約と一体の契約となり、これらはいずれも本契約の一部を構成する。この場合において、年度協定と第1項の各書類との間で内容について齟齬又は矛盾がある場合には、年度協定の内容が優先するものとする。

（契約の保証）

第5条 事業者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに該当する保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を町に寄託しなければならない。ただし、町においてその必要がないと認めた場合は、この限りではない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる国債又は地方債等の提供
 - (3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、町が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、サービス対価の10分の1以上としなければならない。
 - 3 第1項第3号及び第4号の保証は、第48条第2項第3号から第5号までに規定する契約の解除による場合についても保証するものでなければならない。
 - 4 第1項の規定により、事業者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 5 サービス対価の変更があった場合には、保証の額が変更後のサービス対価の10分の1に達するまで、町は、保証の額の増額を事業者に請求することができ、事業者は保証の額の減額を町に請求することができる。
 - 6 第1項第2号の規定により契約保証金に代えて国債又は地方債等を担保として提供した場合は、その額面の10分の8をもって契約保証金の額とする。

(関連業務の調整)

第6条 事業者は、事業者の履行する本事業と、葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業等、町の発注に係る第三者の履行する他の業務が履行上密接に関連する場合において必要があるときは、その履行につき調整を行うものとする。この場合において、事業者は、町の調整に従い、第三者の行う業務の円滑な履行に協力しなければならない。

(処理状況の調査等)

第7条 町又は町から委託を受けた機関は、必要と認めるときは、本事業の処理状況について調査し、又は事業者に対し、報告を求めることができる。

(権利又は義務の譲渡)

第8条 事業者は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ町が承認した場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

- 2 事業者は、成果品（未完成の成果品及び本事業を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ町の承認を得た場合は、この限りでない。

(委託等)

第9条 事業者は、本事業の全部又は義務事業を一括して、第三者に請け負わせ又は委託してはならない。

- 2 事業者は、事前に町の書面による承諾を得て、本事業の一部を第三者に請け負わせ又は委託することができる。ただし、第12条第1号ウ①に定める統括管理は除くものとする。
- 3 前項に基づき本事業の一部を第三者に請け負わせ又は委託した場合、事業者は第三者による業務の遂行につき一切の責任を負担し、第三者の責めに帰すべき事由は事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

(下請負人の通知)

第10条 町は、事業者に対して、本事業の一部を第三者に請け負わせ又は委託した場合、下請負人につきその名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

(特許権等及び著作権)

第11条 事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、町がその履行方法を指定し

た場合において、募集要項等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、事業者がその存在を知らなかったときは、町は、事業者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

- 2 事業者は、サービス対価が、前項の特許権等の使用の対価を含むものであることを確認する。町は、町が事業者を実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を事業者に請求しない。
- 3 事業者は、成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る事業者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。明確化のために付言すると、第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に町に無償で譲渡するものとする。また、事業者は、当該著作物につき著作者人格権を行使しない。
- 4 事業者は、成果品が著作物に該当するとしないとにかかわらず、町が承諾した場合には、当該成果品を使用し、又は複製し、また、第66条の規定にかかわらず当該成果品の内容を公表することができる。
- 5 事業者は、成果品が著作物に該当する場合において、町が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、事業者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を事業者の承諾なく自由に改変することができる。
- 6 事業者は、成果品が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを事業者に対して保証する。
- 7 成果品が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、または必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、または必要な措置を講ずる。

第2章 本事業の実施に関する事項

第1節 総則

(業務の範囲)

第12条 本事業は、義務事業、附帯事業及び任意事業から構成される。本事業の範囲は、以下の各号に定める業務とする。

(1) 義務事業

ア 維持管理に関する業務

- ① 計画的維持管理
- ② 住民対応等
- ③ 維持管理計画支援その他

イ 改築に関する業務

- ① 改築計画支援
- ② 設計
- ③ 工事
- ④ 工事監督

ウ 統括管理等に関する業務

- ① 統括管理
- ② 情報管理
- ③ セルフモニタリング
- ④ その他関連業務

(2) 附帯事業

(3) 任意事業

(本事業の事業期間)

第13条 本事業期間は、令和8年4月1日の0時より令和18年3月31日の24時までとする。

- 2 引継ぎ期間における具体的な業務の実施方法等については、要求水準書等に定めるものとする。

(善管注意義務)

第14条 事業者は、本契約の定めるところに従い、善良なる管理者の注意義務をもって、本事業を実施しなければならない。

(許認可の取得等)

第15条 事業者は、法令上に定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、本事業の実施に必要なその他の許認可等を、その責任と費用により取得して維持しなければならない。

(保険)

第16条 事業者は、本事業期間中を通じて、自己の責任及び費用において、別紙1に定める種類及び金額の保険を付保するものとする。

- 2 事業者は、火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）の契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに町に提示しなければならない。
- 3 事業者は、第2項に基づき加入した保険の内容の全部又は一部を変更する場合には、事前にその内容を町に通知し、その証券又はこれに代わるものを直ちに町に提示しなければならない。

第2節 本事業の実施体制

(業務実施体制の整備)

第17条 事業者は、本事業の実施のため、本契約及び要求水準書等に定めるところに従い、引継ぎ期間に必要な業務実施体制を整備し、速やかに町に報告する。体制の内容に変更があった場合も同様とする。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、引継ぎ期間中に、要求水準書等の定めるところに従い、提出書類の提出及び実施体制の整備を行わなければならない。

(監督員)

第18条 町は、監督員を置いたときは、書面をもってその氏名を事業者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、本契約に定めるもの及び本契約に基づく町の権限とされる事項のうち、町が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 本契約の履行についての事業者又は統括管理者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 本契約等に基づく本事業の履行のための図面等の作成及び交付又は事業者が作成したこれらの図書の承諾
 - (3) 本契約等に基づく工程の管理、立会い又は本事業の履行の状況の検査（確認を含む。）
 - (4) 葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業等の関連事業との工程等の調整
- 3 町は、2人以上の監督員を置き前項の規定による権限を分担させたときはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員に本契約に基づく町の権限の一部を委任したときは、当該委任した権限の内容を、事業者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として書面をもって行わなければならない。
- 5 本契約に定める書面の提出は、監督員を経由して行うものとする。この場合において、監督員に到達した日をもって町に到達したものとみなす

(統括管理者)

第19条 事業者は、要求水準書等の定めに従い、本事業の統括管理者を選任し、町に届けなければならない。統括管理者に変更があった場合も同様とする。

- 2 統括管理者は、本契約の履行に関し、本事業の管理及び統括を行うほか、サービス対価の変更、事業期間の変更、サービス対価の請求及び受領、第20条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の規定による請求、同条第4項の通知の受理並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約に基づく事業者の一切の権限を行使することができる。

(統括管理者等に対する措置の請求)

第20条 町及び監督員は、統括管理者その他の業務担当者等がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 事業者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に書面をもって、町に通知しなければならない。
- 3 事業者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、町に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講ずるべきことを請求することができる。
- 4 町は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に書面をもって、事業者に通知しなければならない。

第3節 本事業の実施

(本事業の実施)

第21条 事業者は、事業期間中、本契約等に基づき、対象施設について本事業を実施する。

(全体事業計画書)

第22条 事業者は、本契約締結後14日以内に、要求水準書等に定める条件を満たす全体事業計画を作成し、町に提出し、町の承諾を得るものとする。

- 2 全体事業計画は、町及び事業者の合意により変更することができる。

(年間事業計画等)

第23条 事業者は、第24条に定める年度協定(改築以外)及び第25条に定める年度協定(改築に関する業務)を踏まえ、毎年度協定締結後14日以内に、本契約に定める条件を満たす当該年度の年間事業計画を作成し、町の承諾を得るものとする。なお、当該年間事業計画には、

年度協定（改築以外）及び年度協定（改築に関する業務）に基づき、当該年度の業務内容ごとのサービス対価の内訳を記載するものとする。

- 2 事業者は、毎月 25 日までに、本契約に定める条件を満たす翌月の月間事業計画を作成し、町の承諾を得るものとする。
- 3 事業者は、事業計画等に基づき本事業を実施するものとする。町が、事業計画等に基づき本事業が行われていないおそれがあると判断した場合、町は事業者に説明を求めることができる。その結果、町が、事業計画等に基づき本事業が行われていないと認めた場合、町は事業者には是正（事業計画等の変更を含む。）を求めることができる。

第 4 節 維持管理に関する業務及び統括管理等に関する業務

（年度協定－改築以外）

第 2 4 条 事業者は、全体業務計画書に従い、第 1 2 条第 1 号ア及びウに定める維持管理に関する業務及び統括管理等に関する業務（以下同じ。）にかかる業務の実施予定箇所、実施数量及びこれに対応するサービス対価について合意し、別紙 2 の様式に従った年度協定（以下、「年度協定（改築以外）」という。）を、当該年度開始後速やかに締結する。

- 2 事業者は、年度協定（改築以外）に従って、維持管理に関する業務及び統括管理等に関する業務を実施する。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、年度協定（改築以外）の対象となる年度における、維持管理に関する業務及び統括管理等に関する業務にかかる国庫補助金の要望額に対して国の予算の配分額が相違する場合においては、年度協定（改築以外）に定める維持管理に関する業務及び統括管理等に関する業務にかかるサービス対価は、当該国の予算の配分額をもとに算出された額とする。この場合において、町は、業務計画書の内容にかかわらず、当該年度協定（改築以外）に規定する維持管理に関する業務及び統括管理等に関する業務の内容を、原則国庫補助金にかかる国の予算の配分額に合わせた内容とするものとする。

第 5 節 改築に関する業務

（年度協定－改築に関する業務）

第 2 5 条 事業者は、全体業務計画書に従い、第 1 2 条第 1 号イに定める改築に関する業務（以下同じ。）にかかる業務の実施予定箇所、実施数量及びこれに対応するサービス対価について合意し、別紙 3 の様式に従った年度協定（以下、「年度協定（改築に関する業務）」という。）を、当該年度開始後速やかに締結する。

- 2 事業者は、年度協定（改築に関する業務）に従って、改築に関する業務を実施する。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、年度協定（改築に関する業務）の対象となる年度における、改築に関する業務にかかる国庫補助金の要望額に対して国の予算の配分額が相違する場合においては、年度協定（改築に関する業務）に定める改築に関する業務にかかるサービス対価は、当該国の予算の配分額をもとに算出された額とする。この場合において、町は、業務計画書の内容にかかわらず、当該年度協定（改築に関する業務）に規定する改築に関

する業務の内容を、原則国庫補助金にかかる国の予算の配分額に合わせた内容とするものとする。

(町による申請等)

第26条 改築に関する業務の実施に当たって町が関係機関への申請、報告又は届出等を必要とする場合、事業者は、書類作成及び手続き等について、改築に関する業務にかかるスケジュールに支障のない時期に実施できるように協力する。

(業務の中止)

第27条 町は、必要があると認める場合、事業者に対し、改築に関する業務にかかる設計又は工事について、中止の内容及び理由を通知した上で、当該設計又は工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

(工期の変更)

第28条 事業者は、改築に関する業務にかかる設計又は工事について、年度協定（改築に関する業務）に定められた完成期限（本条において以下、「工期」という。）の変更の必要性又はそのおそれが明らかになった場合、直ちに町に報告する。

- 2 事業者が法令等の変更又は不可抗力により工期を遵守できないことを理由として工期の変更を請求した場合、町及び事業者は、協議により新しい工期を定めるものとする。
- 3 前項の協議が整わない場合、町は、新しい工期を合理的に定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。
- 4 町及び事業者は、工期の変更により当該年度協定（改築に関する業務）に基づく改築に関する業務に生じた増加費用及び損害の負担については、第34条に定めるところに従う。

(町による検査及び引渡し)

第29条 事業者は、改築に関する業務にかかる設計を完了し、又は工事を完成させたときは、設計しゅん工届又は工事しゅん工届を町に提出しなければならない。

- 2 町は、前項の設計しゅん工届又は工事しゅん工届の提出を受けたときは、その日から14日以内に町の指定する検査職員（以下「検査員」という。）により事業者の立会いのうえ、要求水準書等又は設計図書等に定めるところにより、当該改築に関する業務に係る設計の完了または工事の完成を確認するための検査を完了しなければならない。
- 3 町は、前項の検査によって設計の完了又は工事の完成を確認した後、事業者が目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けなければならない。
- 4 町は、事業者が前項の規定による申出を行わないときは、当該部分のサービス対価の支払の完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合において、事業者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

- 5 事業者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して町の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を設計の完了又は工事の完成とみなして前3項の規定を適用する。
- 6 町又は検査員は、第2項の検査に当たり必要があると認めるときは、その理由を事業者へ通知して工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。この場合における当該検査及び復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。

(総価契約単価合意方式)

第30条 工事にかかるサービス対価については、「総価契約単価合意方式の実施について」(平成28年3月14日国地契第79号、国官技第382号、国北予第33号)及びその実施要領(本事業に係る入札手続開始までの改正を含む。)における総価契約単価合意方式に基づき決定するものとする。ただし、本事業における工事は、維持管理に関する業務で検出された事項を基に詳細設計を段階ごとに実施し、部分的に設計承諾を行い、施工に着手するものである。そのため、当初設計書に基づく単価の合意が困難であることから、総価契約単価合意方式の運用の詳細は別紙5に定めるところによる。

(国庫補助金制度の変更)

第31条 国庫補助金制度が変更される場合においては、町と事業者は、協議のうえ本契約の継続等に向けた措置を講ずる。

- 2 前項の協議が、協議開始日から30日以内に整わない場合、町は、必要となる本契約の変更を合理的に定めて事業者へ通知するものとし、事業者はこれに従わなければならない。協議開始日については、町が事業者の意見を聞いて定め、事業者へ通知するものとする。

(町による工事)

第32条 町は、本事業開始後に町が公益上必要と判断する場合、事業者と協議の上で公共下水道の施設に係る工事を実施することができる。この場合において、当該協議の開始から30日以内に当該協議が合意に至らなかったときは、町は、町の決定に従って、当該施設に係る工事に伴う要求水準の変更内容を事業者に対して通知した上で、当該施設に係る工事を行うことができるものとする。かかる通知をもって、要求水準は変更されたものとみなし、事業者は、当該変更後の要求水準を遵守するものとする。

第6節 条件の変更等

(条件変更等)

第33条 事業者は、本事業を行うにあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員へ通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 本契約等に矛盾(これらの優先順位が定められている場合を除く。)があること。

- (2) 本契約等に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 本契約等の表示が明確でないこと。
 - (4) 本事業実施上の制約等、要求水準書等に示された自然的又は人為的な業務実施条件と実際の業務実施条件が相違すること。
 - (5) 本契約等に明示されていない事業実施条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、事業者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、事業者が立会いに応じない場合には、事業者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 町は、事業者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を事業者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、事業者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、本契約等の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第4号又は第5号に該当し本契約等を変更する場合で本事業の目的物又は内容の変更を伴うものについては、町が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し本契約等を変更する場合で本事業の目的物又は内容の変更を伴わないものについては、町と事業者とが協議して町が行う。
 - (3) 第1項第1号から第3号までのいずれかの規定に該当して本契約等を訂正する必要があるものについては、町が行う。
 - 5 前項の規定により本契約等の訂正又は変更が行われた場合において、町は、必要があると認められるときは、事業期間又はサービス対価を変更し、又は事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(提案書、要求水準書等及び設計図書等の変更)

第34条 町は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、提案書、要求水準書等及び設計図書等の変更内容を事業者に通知して、提案書、要求水準書等及び設計図書等を変更することができる。この場合において、町は、必要があると認められるときは事業期間若しくはサービス対価を変更し、又は事業者に損害を与えたときは必要な費用を負担しなければならない。

第7節 業務報告等

(事業計画に対する報告等)

第35条 事業者は、事業期間中、本事業について、要求水準書等に定める提出書類を作成し、町に提出するものとする。

- 2 前項に定める提出書類の様式は、事業者の提案に基づき、町が承諾するところによる。
- 3 町は、第1項に基づき提出された書類の内容について、事業者に説明を求め、また、必要な範囲で、事業者が本事業に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。
- 4 事業者は、本事業完了時、本事業について要求水準書等に定める提出図書を作成し、町に提出するものとする。

第3章 適正な業務の確保とモニタリング

(事業者によるセルフモニタリング)

第36条 事業者は、事業期間中、法令等及び本契約によって実施が義務付けられている事項について法令等及び本契約（モニタリング基本計画書に規定された事項を含むが、これらに限られない。）並びにセルフモニタリング実施計画書に基づきモニタリング（以下「セルフモニタリング」という。）を実施し、その結果を適切に保存するとともに、町に対して、速やかに提出しなければならない。

- 2 事業者は、事業期間中、提案書において提案した事項についてセルフモニタリングを実施し、その方法及び結果について、町に対して、自らが提案書において提案した方法又は町の求めに応じて随時、報告書を作成してこれを提出しなければならない。
- 3 本条に関するその他の詳細については、モニタリング基本計画書及びモニタリング実施計画書に従うものとする。

(町及び第三者によるモニタリング)

第37条 町は、事業期間中、事業者が法令等及び本契約の内容（モニタリング基本計画書に規定された事項を含むが、これらに限られない。）を満たす方法により本事業を実施しているか否かについて、モニタリング基本計画書及びモニタリング実施計画書に従ってモニタリングを実施する。

- 2 前項に定める町によるモニタリングに加えて、事業期間中、事業者の本事業の達成状況や履行状況等について、必要に応じて専門的知見を持つ第三者機関を活用したモニタリングも実施されるものとし、事業者はこれに異議を述べない。
- 3 本条に関するその他の詳細については、モニタリング基本計画書及びモニタリング実施計画書に従うものとする。

(業務指標・業績指標)

第38条 業務指標または業績指標については、要求水準書及び本契約に従い、事業期間中、事業者と町とが協議して定め、達成状況の確認を行う。

- 2 町及び事業者は、前項の業務指標又は業績指標について、本契約の開始後2年ごとに、見直しを行うことができる。

第4章 サービス対価の支払

(サービス対価)

第39条 本事業のサービス対価の総額は金〇〇〇円（消費税及び地方消費税込）とし、その内訳は頭書第4項の通りとする。ただし、別紙5に定める単価協議の結果、サービス対価の総額に変更の必要が生じた場合は、町及び事業者の協議により、これを変更することができる。

- 2 前項に定めるサービス対価のうち、維持管理に関する業務、改築に関する業務及び統括管理等に関する業務に関するサービス対価については、年度協定（改築以外）及び年度協定（改築に関する業務）に定めるところに従う。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任意事業については、サービス対価は支払われない。
- 4 附帯事業に関するサービス対価については、事業者が提案した内容を踏まえ、町と事業者が協議した上で定める。

(サービス対価の支払－維持管理に関する業務)

第40条 維持管理に関する業務にかかるサービス対価については、年度協定（改築以外）に定めるところに従い、業務の実績に応じて四半期ごとに支払うものとする。

- 2 事業者は、各四半期に行った維持管理に関する業務について、対象期間にかかる月間事業報告書（第四四半期については年間事業報告書も加える）をもって町に検査を請求するものとし、町は、当該請求を受けてから10日以内に当該業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。ただし、これにより難しいときは15日以内とする。
- 3 当該期間の維持管理に関する業務は、前項の規定による検査に合格した時に完了するものとする。
- 4 事業者は、前項の規定による検査に合格せず、町から改善を命じられたときは、直ちに当該改善を行い、町の再検査を受けなければならない。この場合においては、当該改善の完了を当該期間の維持管理に関する業務の完了とみなす。
- 5 事業者は、町が前2項に基づく検査に合格したときは、当該年度の年度協定における別紙2-2に基づき算定した金額を、各四半期のサービス対価として、町に請求する。
- 6 町は、前項に基づく請求を受けたときは、当該四半期の翌月末までに、サービス対価を支払うものとする。

(サービス対価の支払－改築に関する業務)

第41条 改築に関する業務にかかるサービス対価については、年度協定（改築に関する業務）に定めるところに従い、当該業務完了後に以下の規定に従って支払うものとする。

- 2 事業者は、第29条第2項に基づく検査に合格したときは、年度協定（改築に関する業務）に示すサービス対価の支払を、町に請求する。
- 3 町は、前項に基づく請求を受けたときは、当該業務完了後翌月末までに、サービス対価を支払うものとする。
- 4 事業者は、前項に定めるサービス対価について、年度協定（改築に関する業務）の定め

るところにより、前金払及び部分払の請求をすることができる。

(サービス対価の支払―統括管理等に関する業務)

第42条 統括管理等に関する業務にかかるサービス対価については、年度協定（改築以外）に定めるところに従い、事業期間を通じて四半期ごとに支払うものとする。

- 2 事業者は、各四半期に行った統括管理等に関する業務について、対象期間にかかる月間事業報告書（第四四半期については年間事業報告書も加える）をもって町に報告するものとし、町は、当該報告を受けてから10日以内に報告内容を確認する。ただし、これにより難しいときは15日以内とする。
- 3 事業者は、町が前項に基づく報告内容を確認したときは、各四半期のサービス対価の支払いを、町に請求する。
- 4 町は、前項に基づく請求を受けたときは、当該四半期の翌月末までに、サービス対価を支払うものとする。

(著しく賃金又は物価が変動した場合等のサービス対価の変更)

第43条 町又は事業者は、日本国内における著しい賃金水準又は物価水準の変動により、サービス対価が不相当となったと認めるときは、別紙4に従い、相手方に対して当該サービス対価の変更を請求することができる。ただし、その時点で既に町が事業者に対して支払済のサービス対価については、この限りではない。

(改善通告)

第44条 第37条によるモニタリングの結果、本契約及び要求水準書等で定める内容を充足していないと判断される事象（以下、「契約内容未達」という。）（第51条に定める不可抗力等による場合を除く。）が判明した場合には、町は事業者に対して、その是正のため、改善措置をとることを通告するものとする。

- 2 事業者は、前項の通告を受領したときは、当該通告を受領した日から10日以内に、是正措置の内容及び是正期限等を定めた是正計画を町に提出するとともに、第35条に定める提出書類において、その実施状況を報告しなければならない。
- 3 町は、前項の是正計画の内容が不十分であると認めるときは、事業者に対して、理由を明らかにした上で、当該是正計画の修正を求めることができる。
- 4 本条に関するその他の詳細については、モニタリング基本計画書に従うものとする。

(サービス対価の支払停止)

第45条 契約内容未達が判明した場合には、モニタリング基本計画書に従い、町は事業者に対し、事前に書面により通知したうえで、その是正が完了するまでの間、サービス対価の支払を停止することができる。

- 2 前項の支払停止を行う場合には、町は事業者に対し、弁明の機会を与えなければなら

い。

- 3 第1項に定める契約内容未達が是正されたときは、町は、第1項に基づき支払を停止していたサービス対価を、速やかに事業者を支払うものとする。この場合、支払を停止していた期間にかかる利息は一切付さないものとし、事業者は異議を述べない。

第5章 その他の事業者の義務

(契約不適合責任)

第46条 町は、成果品の引渡しを受けた後又は改築に関する業務にかかる工事の実施箇所における工事が完了した後において、当該成果品、工事に契約不適合があることが発見されたときは、事業者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに、損害の賠償を請求することができる。

- 2 町は、事業者が実施した計画的維持管理に関する業務の結果、改築に関する業務を行う必要がないものと事業者が判断した箇所について、本契約終了後に異常が発見された場合は、計画的維持管理に関する業務の契約不適合に該当することを理由として、当該異常の見落としに起因して町に生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、事業者が、当該判断が、判断当時の事情に鑑み合理的であることを立証した場合はこの限りではない。
- 3 第1項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求は、町の損害が事業者の責めに帰すべき事由により生じたものではないことにつき、事業者が立証した場合は適用しない。
- 4 第1項及び第2項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求は、成果品の契約不適合については成果品の引渡しを受けた日から、改築に関する業務にかかる工事の契約不適合については工事の実施箇所について完了確認がなされた日から、それぞれ2年以内に行わなければならない。ただし、その契約不適合が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。
- 5 町は、成果品の引渡し又は改築に関する業務にかかる工事の完了確認の際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者へ通知しなければ、当該契約不適合の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、成果品の引渡し又は改築に関する業務にかかる工事の完了確認の際に事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 6 第1項の規定は、成果品又は改築に関する業務にかかる工事の契約不適合が、町の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、事業者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを町に通知しなかったときは、この限りではない。

(地域住民対応)

第47条 事業者は、要求水準書の定めに従い、自らの費用負担及び責任において、本事業の実施に必要な住民対応（本事業の実施に伴い必要となる環境対策及び広報等を含む。）を行わなければならない。

- 2 事業者は、予め町の承諾を受けない限り、住民対応の不調を理由に本事業を変更することはできない。
- 3 事業者は、住民対応の結果、本事業の実施に必要な費用を負担しなければならない

い。ただし、本事業を行政サービス（公共下水道サービス）として実施すること自体に関する住民対応に要する費用及び損害については、町の負担とする。

（町の損害賠償請求等）

第48条 町は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を事業者に請求することができる。

- (1) 本事業終了日までに本事業を完了することができないとき。
- (2) 成果品に契約不適合があるとき。
- (3) 第60条第1項又は第2項の規定により本事業の完了後に本契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、事業者は、サービス対価の10分の1に相当する額を違約金として町の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、町が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第60条第1項又は第2項の規定により本事業の完了前に本契約が解除されたとき。
- (2) 事業者が本契約の履行を拒否し、又は事業者の責めに帰すべき事由によって履行不能となったとき。
- (3) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人が本契約を解除したとき。
- (4) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人が本契約を解除したとき。
- (5) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等本契約を解除したとき。

3 第1項各号又は前項第1号若しくは第2号に掲げる事項が社会通念に照らして事業者の責めに帰すべき事由によるものでないときは、前2項の規定は適用しない。

4 第1項第1号に該当する場合であって、町が損害の賠償を請求するときの請求額は、サービス対価から出来形部分に相当するサービス対価を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が定める率（以下「遅延防止法で定める率」という。）により計算した額とする。

5 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、町は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。

6 第2項の規定は、町に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、町がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

（事業者の損害賠償請求等）

第49条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を

町に請求することができる。ただし、当該各号に掲げる事項が社会通念に照らして町の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りでない。

- (1) 第61条、第62条第1項又は第2項の規定により本契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、町が本契約による債務の履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 町の責めに帰すべき事由により第40条から第42条の規定によるサービス対価の支払が遅れた場合においては、事業者は、未受領金額につき遅延日数に応じて、契約締結の日における遅延防止法で定める率により計算した額の遅延利息の支払を町に請求することができる。

第6章 リスク分担

(法令等の変更)

第50条 事業者は、本契約締結日以降の法令等の変更により本事業の実施が困難となった場合、その内容の詳細を直ちに町に対して通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、町は事業者に対し、法令等の変更による本事業への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、町は法令等の変更により履行困難となった事業者の本契約上の義務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、事業者及び町は、当該法令等の変更の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 3 町が事業者から第1項の通知を受領した場合、町及び事業者は、当該法令等の変更に対応するために、速やかに本契約及び要求水準等の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず変更された法令等の公布日から60日以内に本契約又は要求水準の変更について合意が成立しない場合は、町が法令等の変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。
- 4 前項に基づく対応により発生する費用の負担は以下の通りとする。ただし、事業者の故意又は重過失によって要した費用が増加した場合は事業者の負担とする。
 - (1) 本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等（特に、本事業に関する事項を類型的又は特別に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、事業者に対して一般に適用される法律の変更は含まない。）の変更の場合は町の負担とし、事業者に対して一般に適用される法令等の変更は事業者の負担とする。
 - (2) 消費税及び地方消費税に関する税制の変更又は税等の新設の場合は、町の負担とし、本事業の内容にかかわらず、法人の利益に関する税制の変更又は税等の新設の場合は、事業者の負担とする。
- 5 法令等の変更により、本事業を行うことができなかった期間が発生した場合であっても、原則として事業者は本事業のすべてを履行する義務を負うが、やむを得ず本事業の一部が未履行のまま業務期間が満了したときのサービス対価については、本事業の未履行部分に相当する金額を差し引くものとする。
- 6 法令等の変更により本契約の継続が著しく困難である場合、町は、直ちに本契約を解除することができる。この場合には、第58条及び第60条第5項の規定を準用する。

(不可抗力の発生)

第51条 本契約で別途定める場合を除き、本契約締結日以降、不可抗力により本事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合、事業者は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに町に対し通知するとともに、町と事業者の協議により定めた事業継続計画であるBCP(以下、「BCP」という。)に従い初期対応をしなければならない。

- 2 前項の場合において、町が本事業の継続のために必要と判断した場合、事業者は町の指

示に従う。

- 3 第1項の場合において、町は事業者に対し、不可抗力による本事業への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、町は不可抗力により履行困難となった事業者の本契約上の義務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、事業者及び町は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 4 第1項の通知があった場合又は町が自ら不可抗力が発生していると認識した場合、町及び事業者は、協議の上、管理対象施設の復旧スケジュールや公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づく国庫負担の申請等、本事業の復旧に向けて必要となるBCPにかかる事業継続措置とその後の役割分担を定め、それぞれ当該事業継続措置に従うものとする。
- 5 前項に基づき実施する事業継続措置に要する費用は、町の負担とする。ただし、事業者の故意又は重過失によって要した費用が増加した場合は事業者の負担とする。
- 6 不可抗力により対象施設が損傷した場合、町の費用と責任において修繕を行うものとする。ただし、事業者の故意又は重過失によって、対象施設の損傷が拡大した場合又は防止することが可能であった損傷が生じた場合、これによる対象施設の修繕費用の増加分については事業者の負担とする。
- 7 前項に規定する対象施設の損傷により、本事業を行うことができなかつた期間が発生した場合であっても、原則として事業者は本事業のすべてを履行する義務を負うが、やむを得ない理由により本事業の一部が未履行のまま業務期間が満了したときのサービス対価については、本事業の未履行部分に相当する金額を差し引くものとする。
- 8 対象施設の損傷により本事業の内容を変更する必要がある場合、町は、必要である範囲内において、本事業の内容を変更することができる。当該本事業の内容の変更により事業者が生じた費用については、町の負担とする。
- 9 対象施設の損傷により本契約の継続が著しく困難である場合、町は直ちに本契約を解除することができる。この場合には、第58条及び第60条第5項の規定を準用する。

(一般的損害)

第52条 本事業の実施に関し、事業者の故意又は過失によって生じた損害については、事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち町の責めに帰する事由により生じたものについては、町が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第53条 本事業の実施に関し、第三者に及ぼした損害（第2項及び第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、事業者がその賠償額を負担する。

- 2 町の指示その他町の責めに帰すべき事由により第三者に生じた損害については、町がその賠償額を負担する。ただし、事業者が、町の責めに帰すべき事由があることを知りながら、これを通知しなかったときは、事業者がその賠償額を負担する。
- 3 業務を行うにつき、通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、町がその賠償額を負担するものとする。ただし、本事業の実施に関し、事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、事業者が負担するものとする。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにあたり、第三者との間に紛争を生じた場合においては、町と事業者が協力してその解決に当たるものとする。

第7章 プロフィットシェア

(事業者の改善提案)

第54条 事業者は、本事業について、要求水準書等に定める業務の水準を低下させることなく、要求水準書等に定める手法と比較し、より効果的で効率的な手法等を提案することができるものとする。

2 前項の事業者が提案できる範囲は、サービス対価の低減を伴うものとする。

(事業者の改善提案における本契約等の変更等)

第55条 町は、前条による事業者の改善提案により、必要と認める場合は、事業者に対して本契約等の変更の検討を指示することができるものとし、事業者は、当該指示の受理後14日以内に、当該変更が当該業務の実施に与える影響を検討し、検討結果を町に報告するものとする。

2 町は、前項による検討結果を受理した場合は、当該検討結果に基づいて本契約等を変更することができるものとし、速やかに当該検討結果に基づく変更を行うか否かを、事業者に通知しなければならない。

3 変更後の本契約等は、町が事業者に通じ、事業者が通知を受理した日の翌日から適用されるものとする。

(事業者の改善提案における本契約等の変更等に伴う措置)

第56条 前条第2項により本契約等を変更したときは、当該変更により、事業者が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用減少分に応じてサービス対価を減額するものとする。

2 前項において、町の負担する額又は事業者のサービス対価の減額については、双方協議して定めるものとする。ただし、事業者のサービス対価の減額については、サービス対価の額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額を削減しないものとする。

3 前項により、サービス対価の減額を行った場合においても、事業者の改善提案を行った事業者の責任が回避されるものではない。

第8章 契約終了

(業務移行期間)

第57条 事業者は、要求水準書等に定めるところに従い、業務移行期間において、本事業の引継に必要な業務を行わなければならない。

(期間満了による終了)

第58条 期間満了により本契約が終了した場合、事業者は業務事務所を原状回復のうえ、町に明け渡さなければならない。

- 2 事業者が正当な理由なく第1項の規定に違反したときは、事業者は町に対して違約金を支払わなければならない。この違約金の額は、町の指定する者が算出する終了時の業務引継ぎ等に係る費用とする。ただし、サービス対価の10分の1を上限とする。
- 3 第1項に定める事業者による終了時の原状回復の内容等については、要求水準書等に記載するほか、甲乙協議により定めるものとする。

(本契約終了による資産の取扱い)

第59条 事業者は、本事業終了日において本事業の実施のために事業者が所有する任意事業等に係る資産は、すべて事業者の責任において相当の期間内に本事業施設内から撤去しなければならない。ただし、町又は町の指定する者が必要と認めた場合には、事業者は、町又は町の指定する者と協議の上、当該資産を町又は町の指定する者に売却しなければならない。なお、買取方法等の詳細については、町と事業者との協議の上決定する。

- 2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、本事業終了日から相当の期間内に本事業の実施のために事業者が所有する任意事業等に係る資産を明け渡すための措置を行わないときは、町は、事業者に代わり当該措置を行うことができ、これに要した費用を事業者に求償することができる。この場合、事業者は、町の処分について異議を申し出ることができない。

(町の解除権)

第60条 事業者が次の各号のいずれかに該当する場合において、町が相当の期間を定めて是正催告をしたにもかかわらずその期間内に是正されないときは、町は、本契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、本事業に着手すべき期日を過ぎても本事業に着手しないとき。
- (2) 本事業を事業期間内に完了しないとき又は事業期間経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 必要な統括管理者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第46条第1項の履行の追完をしないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反（社会通念に照らして軽微であるものを除く。）したとき又は第45条に基づく支払を停止した日から14日以内に契約内容未達が是正さ

れなかった場合。

- 2 町は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 第8条の規定に違反し、本契約に係るサービス対価に係る債権を譲渡したとき。
 - (2) 本事業を完了させることができないことが明らかであるとき、又は完了させることを拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 第46条第1項の履行の追完をすることが著しく困難であることが明らかであるとき。
 - (4) 特定の日時又は一定の期間内に本事業を完了しなければ本契約をした目的を達することができない場合において、本事業を完了しないでその時期を経過したとき。
 - (5) 第62条第1項又は第2項の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
 - (6) 事業者（事業者が共同企業体又は特定目的会社であるときは、その構成企業又は出資者のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその役員又はその支店等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（葉山町暴力団排除条例（平成24年条例第8号）第2条第4号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（葉山町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請負等の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら契約を締結したと認められるとき。
 - キ アからオまでのいずれかに該当する者を下請負等の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、町が事業者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらずこれに従わなかったとき。
 - ク 本契約に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）に規定する納付命令）が確定したとき。
 - ケ 本契約に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき

(事業者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人について刑が確定したときを含む。)

- 3 町は、第1項各号又は前項各号に掲げる事項が町の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前2項の規定による契約の解除をすることができない。
- 4 町は、本事業が完了しない間において、第1項又は第2項の規定によるほか必要があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により事業者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 5 前条の規定は本条の規定により本契約が終了する場合に準用するとともに、事業者は必要な本事業の引継を行わなければならない。

(町の任意による解除)

第61条 町は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、6ヶ月以上前に事業者に対して通知することにより、本契約を解除することができる。

(事業者の解除権)

第62条 町が、本契約に違反(社会通念に照らして軽微であるものを除く。)した場合において、事業者が相当の期間を定めて是正催告をしたにもかかわらずその期間内に是正されないときは、事業者は、本契約を解除することができる。

- 2 町の責めに帰すべき事由により本契約に基づく事業者の重要な義務の履行が不能になった場合は、事業者は、本契約を解除することができる。
- 3 事業者は、前2項に掲げる事項が事業者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前項の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第63条 町は、本契約が本事業の完了前に解除された場合においては、本事業の出来形部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった成果品の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたものは町に帰属し、当該引渡しを受けた出来形部分に相当するサービス対価を事業者を支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、検査に直接要する費用は、事業者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第48条第2項の違約金があるときは、当該違約金を出来形部分に相当するサービス対価から控除することができる。

(賠償の予約)

第64条 事業者は、本契約に関して第60条第2項第6号ク又はケのいずれかに該当することとなった場合は、町が契約を解除するか否かにかかわらず賠償金としてサービス対価の10分の1に相当する額を町の指定する期間内に支払わなければならない。本契約を履行した後も同様とする。ただし、町が特に必要ないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、事業者が共同企業体又は特定目的会社であり、既に解散されているときは、町は、事業者の代表企業又は構成企業に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、事業者の代表企業及び構成企業は、連帯して前項に規定する額を支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、町に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、町がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

- 第65条 事業者が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を町の指定する期間内に支払わないときは、町は、その支払わない額に町の指定する期間を経過した日からサービス対価支払の日までの日数に応じ、契約締結の日における遅延防止法で定める率により計算した利息を付した額と、町の支払うべきサービス対価とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、町は、事業者から遅延日数につき契約締結の日における遅延防止法で定める率により計算した額の遅延利息を徴収する。

第9章 その他

(秘密保持義務)

第66条 町及び事業者は、相手方当事者の事前の承諾がない限り、本契約に関する情報（本事業を実施する上で知り得た秘密を含むが、これに限られない。）を他の者に開示してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、町及び事業者は、次の各号に掲げる場合に限り、本契約に関する情報を開示することができる。ただし、開示の方法について町が指示した場合には、事業者は当該指示に従い開示する。

- (1) 特定の第三者に対して開示することが予定されている情報を当該第三者に対して開示する場合
- (2) 当該情報を知る必要のある町の職員若しくは構成企業の役員及び従業員若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は当該情報を知る必要のある者としてあらかじめ町と事業者の間で合意された会社等若しくはそれらの職員及び従業員等若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、町及び事業者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
- (3) 本条の規定に違反することなく第三者に既に知られている情報を、当該第三者に対して開示する場合
- (4) 既に公知の事実となっている情報を、第三者に対して開示する場合
- (5) 法令等又は裁判所の命令により開示を求められた情報を開示する場合

3 前二項の規定は、町及び事業者による本契約の完全な履行又は本契約の終了にかかわらず、有効に存続する。

(個人情報の保護)

第67条 事業者は、本事業に関して知り得た個人情報を他人に漏らし、又は本事業の範囲を超えて使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(公租公課の負担)

第68条 本契約に関連して生じる公租公課は、すべて事業者の負担とする。町は、サービス対価及びこれに対する消費税額を支払うほか、契約に関連するすべての公租公課について、別途負担しないものとする。

(金融機関等との協議)

第69条 町は、町が必要と認めた場合には、本事業に関して、事業者に融資等を行う金融機関等との間で協定書を締結する。町がかかる協定書を締結する場合には、次の各号に掲げる事項を定める。

- (1) 町が本契約に関して事業者に損害賠償を請求し、又は本契約を終了させる際の金融機関等への事前通知及び金融機関等との協議に関する事項

- (2) 普通株式の全部又は一部を、株主から第三者に対して譲渡させるに際しての金融機関等との間で行う事前協議に関する事項
- (3) 金融機関等が事業者への融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての町との間で行う事前協議及び町に対する通知に関する事項
- (4) 町による本契約の解除に伴う措置に関する事項
- (5) 事業者が保有する権利及び資産に金融機関等が担保を設定し、又は行使する際の町との間で行う事前協議に関する事項（第 2 号に規定する事項を除く。）

(補則)

第 70 条 本契約について、町と事業者との間に紛争を生じたとき又は本契約に定めのない事項については、葉山町契約規則によるほか、必要に応じて町と事業者とが協議して定める。

- 2 町及び事業者は、本契約に関して生じた紛争について、横浜地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

別紙1 保険

(事業者の提案によるものとする。)

別紙 2 年度協定（改築に関する業務以外）（案）

葉山町（以下「町」という。）と●●●（以下「事業者」という。）とは、町と事業者との間の令和●年●月●日付葉山町下水道ウォーターPPP（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業契約書（以下、「事業契約」という。）第24条第1項に基づき、令和●年度の維持管理に関する業務及び統括管理等に関する業務について、以下のとおり葉山町下水道ウォーターPPP（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業年度協定（維持管理に関する業務及び統括管理等に関する業務）（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 事業契約において定義されている用語は、本協定に別途定める場合を除き、本協定においても同じ意味を有するものとする。

- 2 本協定における各条項の見出しは参照の便宜のためのものであり、本協定の条項の解釈に影響を与えないものとする。

（維持管理に関する業務及び統括管理等に関する業務の内容）

第2条 令和●年度の維持管理に関する業務及び統括管理等に関する業務の内容は、別紙 2-1 のとおりとする。

（維持管理に関する業務及び統括管理等に関する業務の実施及びサービス対価の支払）

第3条 事業者は、事業契約及び本協定に従い維持管理に関する業務及び統括管理等に関する業務を実施する。

- 2 町は、事業契約及び本協定の定めるところに従い、事業者による維持管理に関する業務及び統括管理等に関する業務が完了した後、維持管理に関する業務及び統括管理等に関する業務にかかるサービス対価を事業者に支払うものとする。

（維持管理に関する業務及び統括管理等に関する業務にかかるサービス対価）

第4条 令和●年度の維持管理に関する業務及び統括管理等に関する業務について、下記各業務にかかるサービス対価は、以下の金額を予定額とし、事業契約第40条及び第42条に従って、四半期ごとに別紙 2-2 に基づき算出される金額を支払う。

(1) 計画的維持管理： 金●●●円（予定額）

ア スtockマネジメント点検・調査計画を踏まえた点検・調査： 金●●●円（予定額）

イ 法定点検： 金●●●円（予定額）

ウ 巡視： 金●●●円（予定額）

エ 清掃： 金●●●円（予定額）

オ 修繕： （精算払）

- (2) 住民対応等 : 金●●●円 (予定額)
 - ア 住民対応 : 金●●●円 (予定額)
 - イ 緊急対応 (清掃等詰まり処理) : 金●●●円 (予定額)
 - ウ 緊急対応 (修繕) : 金●●●円 (予定額)

- (3) 維持管理計画支援その他 : 金●●●円 (予定額)
 - ア 次期ストックマネジメント点検・調査計画策定支援 : 金●●●円 (予定額)
 - イ その他必要な事項 : 金●●●円 (予定額)

- (4) 統括管理 : 金●●●円 (予定額)

- (5) 情報管理 : 金●●●円 (予定額)

- (6) セルフモニタリング : 金●●●円 (予定額)

- (7) その他関連業務 : 金●●●円 (予定額)

(年度協定の変更)

第5条 本協定の記載事項に関して変更の必要が生じた場合、町及び事業者は、協議の上、本協定を変更することができる。

(事業契約の終了又は解除による本協定の解除)

第6条 本協定の期間中に事業契約が終了又は解除された場合は、本協定は当然に終了するものとする。

- 2 前項の規定により本協定が終了した場合に、町及び事業者が当該終了に起因して生じる損害については、事業契約の定めに従うものとする。

(年度協定の効力)

第7条 本協定は、令和●年度終了時点まで効力を有する。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項については、事業契約に定めるところに従う。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和●年●月●日

別紙 2-1 維持管理に関する業務及び統括管理等に関する業務の内容

(1) 計画的維持管理

ア スtockマネジメント点検・調査計画を踏まえた点検・調査

Stockマネジメント点検・調査計画を踏まえた点検・調査の数量は下表に示すとおりである。

数量

イ 法定点検

法定点検の数量は下表に示すとおりである。

数量

ウ 巡視

巡視の数量は下表に示すとおりである。

数量

エ 清掃

清掃の数量は下表に示すとおりである。

数量

オ 修繕

修繕は年度毎の上限額 400 万円(消費税及び地方消費税を含む)の範囲内で実施する。

(2) 住民対応等

ア 住民対応

住民対応の実施内容及び数量は下表に示すとおりである。

実施内容	数量
要求水準書 第3.5. (1)に記載の業務	

イ 緊急対応 (清掃等詰まり処理)

緊急対応（清掃等詰まり処理）の実施内容及び数量は下表に示すとおりである。

実施内容	数量
要求水準書 第3.5. (2)に記載の業務	

ウ 緊急対応（修繕）

緊急対応（修繕）の実施内容及び数量は下表に示すとおりである。

実施内容	数量
要求水準書 第3.5. (3)に記載の業務	

(3) 維持管理計画支援その他

ア 次期ストックマネジメント点検・調査計画策定支援

次期ストックマネジメント点検・調査計画策定支援の実施内容及び実施時期は下表に示すとおりである。

実施内容	実施時期
要求水準書 第3.6. (1)に記載の業務	令和 ●年●月末までに実施

イ その他必要な事項

その他必要な事項の実施内容及び実施時期は下表に示すとおりである。

実施内容	実施時期
要求水準書 第3.6. (2)に記載の業務	令和 ●年度を通して実施

(4) 統括管理

統括管理の実施内容及び実施時期は下表に示すとおりである。

実施内容	実施時期
要求水準書 第5.2に記載の業務	令和 ●年度を通して実施

(5) 情報管理

情報管理の実施内容及び実施時期は下表に示すとおりである。

実施内容	実施時期
要求水準書 第5.3に記載の業務	令和 ●年度を通して実施

(6) セルフモニタリング

セルフモニタリングの実施内容及び実施時期は下表に示すとおりである。

実施内容	実施時期
要求水準書 第5.4に記載の業務	令和●年度を通して実施

(7) その他関連業務

その他関連業務の実施内容及び実施時期は下表に示すとおりである。

実施内容	実施時期
要求水準書 第5.5に記載の業務	令和●年度を通して実施

別紙 2-2 維持管理に関する業務及び統括管理等に関する業務に係るサービス対価

(1) 計画的維持管理

ア スtockマネジメント点検・調査計画を踏まえた点検・調査

各四半期のストックマネジメント点検・調査計画を踏まえた点検・調査にかかるサービス対価は、以下のとおりとする。

(サービス対価) = (年度協定で合意されたストックマネジメント点検・調査計画を踏まえた点検・調査のサービス対価) (円) × (各四半期における実績) (箇所) ÷ (年度協定で合意された予定数量) (箇所)

イ 法定点検

各四半期の法定点検調査にかかるサービス対価は、以下のとおりとする。

(サービス対価) = (年度協定で合意された法定点検調査のサービス対価) (円) × (各四半期における実績) (箇所) ÷ (年度協定で合意された予定数量) (箇所)

ウ 巡視

各四半期の巡視にかかるサービス対価は、以下のとおりとする。

(サービス対価) = (年度協定で合意された巡視のサービス対価) (円) × (各四半期における実績) (km) ÷ (年度協定で合意された予定数量) (km)

エ 清掃

各四半期の清掃にかかるサービス対価は、以下のとおりとする。

(サービス対価) = (年度協定で合意された清掃のサービス対価) (円) × (各四半期における実績) (箇所) ÷ (年度協定で合意された予定数量) (箇所)

オ 修繕

修繕にかかるサービス対価は、事業者が実施した修繕のうち、町が計画的維持管理業務の修繕と認めたものにつき、当該修繕の内容に従った実費相当額（ただし、当該実費の額が、同等の修繕に要する費用に比して不合理に高額な場合には、合理的な範囲に限定される。）を、四半期ごとに支払う。

なお、年度毎の上限額は400万円(消費税及び地方消費税を含む)とする。ただし、上限額で不足した場合、又は不足の見込がある場合、事業者は町に対し、上限額の増額を請求できる。町は、事業者から請求を受けた時は、事業者と協議の上、令達されている予算の範囲内で必要な金額を増額することができる。

(2) 住民対応等

ア 住民対応

各四半期の住民対応にかかるサービス対価は、以下のとおりとする。

$$(\text{サービス対価}) = (\text{年度協定で合意された住民対応のサービス対価}) (\text{円}) \div 4$$

ただし、年間の実績（回）が、年度協定で合意された予定数量を+5%超過する場合は、サービス対価を以下の式により清算する。計算において1円未満の端数があるときは、それぞれ切り捨てたうえで最終四半期のサービス対価に増額することで清算するものとする。

$$(\text{住民対応のサービス対価の清算額}) = (\text{年度協定で合意された住民対応のサービス対価}) (\text{円}) \times \{ (\text{年間実績}) (\text{回}) \div (\text{年度協定で合意された予定数量}) (\text{回}) - 1 \}$$

イ 緊急対応（清掃等詰まり処理）

各四半期の緊急対応（清掃等詰まり処理）にかかるサービス対価は、以下のとおりとする。

$$(\text{サービス対価}) = (\text{年度協定で合意された緊急対応（清掃等詰まり処理）のサービス対価}) (\text{円}) \div 4$$

ただし、年間の実績（件）が、年度協定で合意された予定数量を+5%超過する場合は、サービス対価を以下の式により清算する。計算において1円未満の端数があるときは、それぞれ切り捨てたうえで最終四半期のサービス対価に増額することで清算するものとする。

$$(\text{住民対応のサービス対価の清算額}) = (\text{年度協定で合意された緊急対応（清掃等詰まり処理）のサービス対価}) (\text{円}) \times \{ (\text{年間実績}) (\text{件}) \div (\text{年度協定で合意された予定数量}) (\text{件}) - 1 \}$$

ウ 緊急対応（修繕）

各四半期の緊急対応（修繕）にかかるサービス対価は、以下のとおりとする。

$$(\text{サービス対価}) = (\text{年度協定で合意された緊急対応（修繕）のサービス対価}) (\text{円}) \div 4$$

ただし、年間の実績（件）が、年度協定で合意された予定数量を+5%超過する場合は、サービス対価を以下の式により清算する。計算において1円未満の端数があるときは、それぞれ切り捨てたうえで最終四半期のサービス対価に増額することで清算するものとする。

$$(\text{住民対応のサービス対価の清算額}) = (\text{年度協定で合意された緊急対応（修繕）のサービス対価}) (\text{円}) \times \{ (\text{年間実績}) (\text{件}) \div (\text{年度協定で合意された予定数量}) (\text{件}) - 1 \}$$

(3) 維持管理計画支援その他

ア 次期ストックマネジメント点検・調査計画策定支援：●●円（固定額）

イ その他必要な事項：●●円（固定額）

(4) 統括管理：●●円（固定額）

(5) 情報管理：●●円（固定額）

(6) セルフモニタリング：●●円（固定額）

(7) その他関連業務：●●円（固定額）

別紙3 年度協定（改築に関する業務）（案）

葉山町（以下「町」という。）と●●●（以下「事業者」という。）とは、町と事業者との間の令和●年●月●日付葉山町下水道ウォーターPPP（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業契約書（以下、「事業契約」という。）第25条第1項に基づき、令和●年度の改築に関する業務について、以下のとおり葉山町下水道ウォーターPPP（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業年度協定（改築に関する業務）（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

- 第1条 事業契約において定義されている用語は、本協定に別途定める場合を除き、本協定においても同じ意味を有するものとする。
- 2 本協定における各条項の見出しは参照の便宜のためのものであり、本協定の条項の解釈に影響を与えないものとする。

（改築に関する業務の内容）

第2条 令和●年度の改築に関する業務の内容の内容は、別紙3-1のとおりとする。

（改築に関する業務の内容の実施及びサービス対価の支払）

- 第3条 事業者は、事業契約及び本協定に従い改築に関する業務を実施する。
- 2 町は、事業契約及び本協定の定めるところに従い、事業者による改築に関する業務が完了した後、改築に関する業務にかかるサービス対価を事業者に支払うものとする。

（改築に関する業務のうち工事以外にかかるサービス対価）

- 第4条 令和●年度の改築に関する業務のうち、工事以外にかかるサービス対価は、事業契約第41条に従って、別紙3-1のとおり支払う。
- 2 事業者は、保証事業会社と、令和●年●月●日を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、その保証証書を町に寄託して、別紙3-1記載の工事以外にかかるサービス対価100分の30以内の前払金の支払を町に請求することができる。
- 3 町は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けたときから14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 事業者は、別紙3-1記載の工事以外にかかるサービス対価が著しく増額された場合において、その増額後の工事以外にかかるサービス対価の100分の30から受領済の設計にかかる前払金を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を適用する。
- 5 事業者は、別紙3-1記載の工事以外にかかるサービス対価が著しく減額された場合に

において、受領済の工事以外にかかる前払金が減額後の工事以外にかかるサービス対価の100分の30を超えるときは、事業者は、業務の内容が変更された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

- 6 前項の超過額が相当額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められたときは、町と事業者とが協議して返還すべき超過額を定める。但し、業務内容が変更された日から7日以内に協議が調わない場合には、町が返還額を定め、事業者に通知する。

(改築に関する業務のうち工事にかかるサービス対価)

第5条 令和●年度の改築に関する業務のうち、工事にかかるサービス対価は、事業契約第41条に従って、別紙3-1のとおり支払う。

- 2 事業者は、保証事業会社と、令和●年●月●日を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、その保証証書を町に預託して、別紙3-1記載の工事にかかるサービス対価の100分の40以内の前払金の支払を町に請求することができる。
- 3 町は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けたときから14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 事業者は、第2項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を町に寄託して、別紙3-1記載の工事にかかるサービス対価の100分の20以内の中間前払金の支払を町に請求することができる。
- 5 第2項の規定は、前項の場合について適用する。
- 6 事業者は、別紙3-1記載の工事にかかるサービス対価が著しく増額された場合において、その増額後の工事にかかるサービス対価の100分の40（中間前払金の支払を受けているときは、100分の60）から受領済の工事にかかる前払金を差し引いた額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第7条までにおいて同じ。）に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を適用する。
- 7 事業者は、別紙3-1記載の工事にかかるサービス対価が著しく減額された場合において、受領済の工事にかかる前払金が減額後の工事にかかるサービス対価の100分の40（中間前払金の支払を受けているときは、100分の60）を超えるときは、事業者は、工事の内容が変更された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 8 前項の超過額が相当額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められたときは、町と事業者とが協議して返還すべき超過額を定める。但し、業務内容が変更された日から7日以内に協議が調わない場合には、町が返還額を定め、事業者に通知する。

(前払金の使用等)

第6条 事業者は、第4条第2項又は第5条第2項に基づき受領した前払金を設計又は工事にかかる材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（改築に関する業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第7条 事業者は、本協定に基づく設計又は工事の完了前に、当該業務にかかる各工事又は各設計の既履行部分に対応するサービス対価の合計額の10分の9以内の額について、それぞれ次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。

- 2 事業者は、部分払を請求するときは、あらかじめ、当該請求にかかる各工事又は設計の既履行部分の確認を町に請求しなければならない。
- 3 町は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、事業者の立会いの上、当該工事又は設計の既履行部分の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を事業者に通知しなければならない。この場合において、町は、必要があると認められるときは、その理由を事業者に通知して、既履行部分を最小限度破壊して検査することができるものとする。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。
- 5 事業者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、町は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の既履行部分に対応するサービス対価は、町と事業者が協議して定める。但し、町が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が調わない場合は、町が定め、事業者に通知する。

部分払の額 ≤ 第1項の既履行部分に対応するサービス対価 × (9/10 - 前払金額/別紙 3-1 記載の設計又は工事のサービス対価)

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合において、第1項及び前項中「既履行部分に対応するサービス対価」とあるのは「既履行部分に対応するサービス対価から既に部分払の対象となったサービス対価を控除した額」と読み替えるものとする。

(年度協定の変更)

第8条 本協定の記載事項に関して変更の必要が生じた場合、町及び事業者は、協議の上、本協定を変更することができる。

(事業契約の終了又は解除による本協定の解除)

第9条 本協定の期間中に事業契約が終了又は解除された場合は、本協定は当然に終了するものとする。

- 2 前項の規定により本協定が終了した場合に、町及び事業者が当該終了に起因して生じる損害については、事業契約の定めに従うものとする。

(年度協定の効力)

第10条 本協定は、令和●年度終了時点まで効力を有する。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項については、事業契約に定めるところに従う。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和●年●月●日

別紙 3-1 改築に関する業務の内容

(1) 改築計画支援

改築計画支援の実施内容、数量及びサービス対価は下表に示すとおりである。

実施内容	数量	サービス対価
合計		

(2) 設計

設計の規格、延長・箇所数、施工方法及びサービス対価は下表に示すとおりである。

規格	延長・箇所数	施工方法	サービス対価
合計			

(3) 工事

工事の規格、延長・箇所数、施工方法及びサービス対価は下表に示すとおりである。

規格	延長・箇所数	施工方法	サービス対価		
			既支払額	当年度 支払予定額	次年度以降 支払予定額
合計					

(4) 工事監督

工事監督の実施内容、数量及びサービス対価は下表に示すとおりである。

実施内容	数量	サービス対価
合計		

別紙 4 著しく賃金又は物価が変動した場合等のサービス対価の変更

- (1) 維持管理に関する業務、改築に関する業務のうち工事以外及び統括管理等に関する業務
 ア 本事業の開始後、下表に示す物価指標により比較するものとする。なお、募集要項等公表の年度の指数を基準とする。

業務内容	改定に係る物価等指数
維持管理に関する業務	設計業務委託等技術者単価 測量技師
改築に関する業務のうち工事以外	設計業務委託等技術者単価 技師(A)
統括管理等に関する業務	設計業務委託等技術者単価 主任技術者

- イ 令和 8 年度第 1 四半期以降の業務サービス対価の支払額について、年 1 回見直しを行うものとする。見直し時の指数と前回改定時の指数とを比較し、1000 分の 15 を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、変動の大小にかかわらず、事業者は、指数について町に書面により毎年報告を行うこと。毎年、4 月 1 日時点で公表されている最新の指数に基づき、6 月 30 日までに見直しを行い、各年度のサービス対価を確定する。改定されたサービス対価は、改定年度の第 1 四半期以降の支払いに反映させる。

- (2) 改築に関する業務のうち工事

- ア 特別な要因により年度協定締結以降に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、改築に関する業務のうち工事にかかるサービス対価が著しく不適當になったときは、町又は事業者は、改築に関する業務のうち工事にかかるサービス対価の変更を請求できる。
- イ 予期することのできない特別の事情により、年度協定締結以降に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、本事業にかかるサービス対価が著しく不適當となったときは、町又は事業者は前記「ア」の規定にかかわらず、相手方に対してサービス対価の変更を請求することができる。
- ウ 前記「ア、イ」の場合において、本事業にかかるサービス対価の変更額については町と事業者が協議して定める。ただし、特段の理由がない限り、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、変更額を町が定め、事業者に通知する。
- エ 前項の協議開始の日については町が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知しなければならない。ただし、町が前記「ア又はイ」の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は協議開始の日を定め、町に通知することができる。

別紙5 工事に係るサービス対価についての総価契約単価合意方式の運用方法

5.1 対象

総価契約単価合意方式の対象は、工事のうち以下の業務とする。

- ・ 污水管渠
- ・ マンホール及びマンホール蓋
- ・ 公共柵及び取付管

5.2 運用の手順

(1) 契約締結前

ア 町は要求水準書に定める工事について、土木工事標準積算基準書及び下水道用設計標準歩掛表に準拠し、工事費（以下、「官積算金額」という。）を算出し、工事における総価を公表する。町及び事業者は、工事における総価の範囲内で事業契約を締結する。

(2) 契約締結後

ア 事業者は、契約締結後、要求水準書、仕様書及び参考図に基づいて、レベル2までの工事費内訳書（以下「工事費内訳書α」という。）を作成し、町に提出する。この場合において、工事費内訳書の合計額は、事業契約の工事のサービス対価と一致させるものとする。

イ 町と事業者は、直接工事費のレベル2の工種、経費（共通仮設費（率分）、現場管理費、一般管理費）の各々について、別紙6「単価合意書」の別添様式に基づき官積算金額に対する工事費内訳書の金額の比率（以下「合意比率」という。）を合意する。

(3) 詳細設計後

ア 事業者は、詳細設計を実施した範囲について、土木工事標準積算基準書及び下水道用設計標準歩掛表に準拠し、レベル4までの工事費内訳書（以下「工事費内訳書β」という。）を作成し、町に提出する。工事費内訳書βの直接工事費のレベル2の工種、経費（共通仮設費（率分）、現場管理費、一般管理費）の各々について、合意比率を乗じて金額を算出する。

イ 既存の工種（レベル2）に種別（レベル3）及び細別（レベル4）が追加された場合は、官積算の単価に変更前の当該工種（レベル2）の合意比率を乗じて積算するものとする。

ウ 工種（レベル2）が新規に追加された場合の直接工事費及び細別（レベル4）が新規に追加された場合の共通仮設費（積上げ分）については、官積算の単価にて積算するものとする。

エ 共通仮設費（率分）、現場管理費、一般管理費等については、アからウにより算出した対象額を積算基準書の率式に代入して求めた値に合意比率を乗じて算出するものとする。なお、対象額とは、共通仮設費（率分）にあつては直接工事費、現場管理費にあつては純工事費、一般管理費等にあつては工事原価をいう。

オ アからエによりサービス対価を算出した結果を元に、当該時点の最新版の単価を反映して翌年度の年度協定(改築に関する業務)を締結する。

カ なお、アからエによりサービス対価を算出した結果、工事に係るサービス対価の総額に変更の必要が生じた場合は、町及び事業者の協議により、これを変更することができる。

◎運用の例(参考)

○契約締結後の単価協議例

官積算金額：町が作成 上記(1)アに該当

工事費内訳書α：事業者が作成 上記(2)アに該当 工事費計は契約金額と一致させる。事業者は、工事費計を固定値として、レベル2までの工事費内訳書を作成する。

工種、経費毎の合意比率のイメージ

	工種例	官積算金額 (予定価格)	工事費 内訳書α	合意比率
管更生 工事	管きょ更生工	非公表	900	90%
	仮設工		800	100%
	直接工事費		1,700	
	共通仮設費(積上げ分)		190	95%
	共通仮設費(率分)		90	90%
	現場管理費		45	95%
	一般管理費等		45	95%
	本工事費計		2,070	
本管開削 工事	管きょ工	非公表	400	80%
	付帯工		270	90%
	仮設工		300	100%
	直接工事費		970	
	共通仮設費(積上げ分)		180	90%
	共通仮設費(率分)		63	90%
	現場管理費		36	90%
	一般管理費等		36	90%
	本工事費計		1,285	
工事費計		5,000	4,500	

○詳細設計後の変更金額算出例

事業者が工事費内訳書βを作成する。下水道用設計標準歩掛表に記載がないものについては、価格設定の根拠となる見積書等を添付する。積算にあたり非公表となる単価・歩掛を使用する必要がある場合については、仮値を設定し、仮値であることを摘要欄に明示のうえ積算したものを提出する。上記(3)アに該当

既存工種：積算金額に契約締結後に決定した合意比率を乗じて変更金額を算出。上記(3)ア、イに該当

新規工種：官積算の単価にて積算。上記(3)ウに該当

工事費内訳書βによる変更金額算出のイメージ

工種	種別	細別	単位	数量	単価	積算金額	合意比率	変更金額
管きょ更生工【既存】			m	10		400	90%	360
		管きょ内面被覆工	式	1		400		
		更生材料	m	10	10	100		
		反転・形成	m	10	10	100		
		仕上	式	1		100		
		…						
管きょ工（小口径推進、内径200mm、〇〇工法）【新規】			m	15		200	—	200

別紙6 単価合意書(案)

単 価 合 意 書

令和●●年●●月●●日に契約した葉山町下水道ウォーターPPP（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業の工事における契約の変更に関する単価について、別添の内訳表のとおり合意する。

以上、単価合意の証として本書を作成し、当事者が記名を行う。

令和●●年●●月●●日

町 所在地 神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135 番地

代表者 葉山町下水道事業管理者

葉山町長 山梨 崇仁 印

事業者 所在地

名称

代表者

単 価 表

工事	工種	数量	単位	合意単価 (比率)	摘要
管更生 工事	管きょ更生工	7.2	km		
	仮設工	1	式		
	直接工事費	1	式	—	
	共通仮設費(積上げ分)	1	式		
	共通仮設費(率分)	1	式		
	現場管理費	1	式		
	一般管理費等	1	式		
	本工事費計	1	式	—	
本管開 削工事	管きょ工	1.8	km		
	付帯工	1	式		
	仮設工	1	式		
	直接工事費	1	式	—	
	共通仮設費(積上げ分)	1	式		
	共通仮設費(率分)	1	式		
	現場管理費	1	式		
	一般管理費等	1	式		
本工事費計	1	式	—		
マン ホール 蓋工事	マンホール補修工	404	箇所		
	仮設工	1	式		
	直接工事費	1	式	—	
	共通仮設費(積上げ分)	1	式		
	共通仮設費(率分)	1	式		
	現場管理費	1	式		
	一般管理費等	1	式		
	本工事費計	1	式	—	
公共枿 及び取 付管	取付管およびます工	713	箇所		
	付帯工	1	式		
	仮設工	1	式		
	直接工事費	1	式	—	
	共通仮設費(積上げ分)	1	式		
	共通仮設費(率分)	1	式		
	現場管理費	1	式		
	一般管理費等	1	式		
本工事費計	1	式	—		